

石岡市長 宛

石岡市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書

石岡市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話 番号	
(茨城県内に転入済みの場合) 転入前の住所	〒		
メールアドレス			
卒業(予定)大学・大学院及び学部・専攻科			
卒業・修了(予定)日	年	月	日
転入(予定)日	年	月	日
移住前の住民票の所在について(どちらかに○) ※在学中の場合は、現在の状況	A. 石岡市に元からある	B. 他地域にあった(ある)	

2 勤務先（在学中の場合は予定）

企業名及び所在地	企業名	
	所在地(A)	
勤務(予定)地(B)	<input type="checkbox"/> 上記所在地と同じ ・ <input type="checkbox"/> それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)	
就業開始(予定)日	年	月 日

3 就職活動等の状況 (交通費を申請する場合のみ記載)

(1) 就職活動等訪問先

訪問先	<input type="checkbox"/> (A)と同じ ・ <input type="checkbox"/> (B)と同じ ・ <input type="checkbox"/> それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合,住所を記載してください。)
就職活動等実施日	年 月 日
内定日	年 月 日

(2) 移動経路 (往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(駅名・バス停名等)		

4 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する		B. 同意しない
申請日から1年以上、継続して石岡市に居住する意思について。(在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に、実施要領に定める要件を満たす企業等に就職し、石岡市に移住したうえで、転入日(住民票を移さず転出していた者については就業開始日)から1年以上継続して居住する意思について。)	A. 意思がある		B. 意思がない
就業先で3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めていない	A. はい		B. いいえ

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

5 就職支援金交付申請額 (※申請する金額を記入してください。)

(1) 地方就職支援金 (交通費) 金 円
 ※上限額は、4,260円

(2) 地方就職支援金 (移転費) 金 円
 ※上限額は、66,000円

(1) + (2) 地方就職支援金合計 金 円

6 振込先

金融機関名							
支店等名							
口座種別	□普通 ・ □当座						
口座番号							※右詰めで記入してください。
フリガナ							
口座名義人							

※口座種別欄は、どちらかに☑を記入してください。

※振込先は、申請者と口座名義人が同一のものに限ります。

7 添付書類

- (1) 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し
- (2) 卒業・修了証明書（在学中に申請する場合は、卒業・修了学年を確認できる在学証明書）
- (3) 就職活動に要した交通費の領収書や移住に要した経費の領収書又はそれに類する書類
- (4) 内定・採用証明書（様式第2号）
- (5) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる書類
（募集要項、雇用契約書等）
- (6) 移住元の住所を確認することができる書類の写し（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）
- (7) 通帳など振込口座を確認することができる書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

別紙1（様式第1号関係）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、茨城県及び石岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及び申請者が属する世帯の世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないことを誓約します。
- 3 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者等、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを誓約します。
- 4 以下の場合には、実施要領に基づき、支援金の全額を返納又は返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に石岡市へ転入しなかった場合（申請時に既に市に住民票がある場合は除く。）
 - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に第5条に規定する要件を満たす県内の別の就業先に就業する場合を除く。）
 - (5) 石岡市への転入日から1年以内で転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内で石岡市から転出した場合
- 5 支援金の支給を受けた後に実施される石岡市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。石岡市より詳細な資料の提供、ヒアリング等を依頼させていただきます。

別紙 2 (様式第 1 号関係)

茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び石岡市は、茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び石岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。